

## 第5次佐倉市地域福祉計画の骨子案について

### 計画策定の趣旨

#### ●計画策定の背景と趣旨

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、令和3年4月から施行。併せて、市町村における包括的な支援体制の整備及び市町村地域福祉計画の策定ガイドラインである「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改正された。

- (1) 地域福祉を推進する際に目指すべき社会像(理念)が、「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」と規定された。
- (2) 国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示。また、整備に当たり、地域における多様な関係者との連携を意識する必要性が規定された。
- (3) 各市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みが適正・円滑に行われるよう、国・都道府県による助言など後方支援の責務が規定された。
- (4) 法106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための一手法として、「重層的支援体制整備事業」が創設された。
- (5) 「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」について、市町村地域福祉計画への記載が必須とされた。

#### ●計画の位置付け

社会福祉法第107条に基づく法定計画で、策定は市町村の努力義務。今般の法改正で、包括的な支援体制の整備に関する事項の記載が必須とされた。佐倉市総合計画や高齢者福祉・介護計画など、他の個別計画との整合を図り、各計画の策定に際しては、基本理念などの趣旨を踏まえてもらう。

#### ●計画期間

令和6(2024)年4月から令和10(2028)年3月まで(4年間)

### 計画の基本的な考え方

#### ●基本理念

『一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり』～「一人ひとりを認め合える地域」・「互いに支え合う地域」・「ふれあい・交流のある地域」から～

#### ●基本目標(地域共生社会の実現に向けて)

・下記の第4章を参照。基本目標5のみ新規。

#### ●第5次計画の策定の方向性

- ・第4次計画の計画期間は、常に新型コロナウイルスの影響化にあった。
- ・今後はwithコロナの社会となるが、第4次計画の基本理念と基本目標を継承した上で、法改正に対応する5つ目の基本目標を設定し、以下の点を踏まえて策定・推進する。
- ・新型コロナウイルスの影響、また、withコロナにおいて、どのような点を考慮すべきか。コロナに関連して、コミュニティの阻害や医療の観点(関係機関の協力状況)。
- ・地域福祉計画を担当する、社会福祉課管理班は、令和4年度、コロナ禍などに伴う住民税非課税世帯等に対する臨時の給付金事業を担当することとなり、まさに、コロナ禍の影響を受けた。
- ・SDGsの観点。
- ・ダイバーシティ(多様性)、インクルーシブ(包括的な、すべてを包み込む)の観点。
- ・デジタル化の観点(DX(デジタルトランスフォーメーション)。情報格差を起こさない)。
- ・デジタル化にも関連し、支え手(人材や資源)、また、孤独・孤立の観点。
- ・これらの社会情勢の変化を踏まえ、どのように地域福祉を推進していくかを記載する。
- ・基本目標ごとの取組については、各個別計画を基本とする。地域福祉計画は、福祉分野の基盤計画である点を踏まえ、市の地域福祉の方向性を記載することとする。

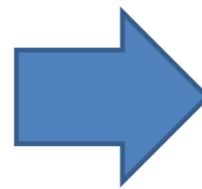
### 策定に向けた現状分析

- 地域福祉活動に関する市民意識調査
- 計画の現状・社会情勢
- 市社協との定期的な事務局連絡会議の内容から

### 計画の構成のイメージ案

〔第4次 令和2(2020)年度～令和5(2023)年度〕

第1章 第4次佐倉市地域福祉計画
1 計画策定に当たって
2 計画の位置づけ
3 計画の期間
第2章 地域の現状
1 地域福祉の担い手
2 第3次佐倉市地域福祉計画の取組と課題、今後の方向性
3 住民、地域と行政の役割(自助、互助・共助、公助)
第3章 計画の基本的な考え方
1 基本理念
2 基本目標(これから目指す地域のために)
第4章 取組の展開
1 基本目標1 各福祉分野の取組を進め、連携を強化します
2 基本目標2 福祉サービスの利用を促進します
3 基本目標3 地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を促進します
4 基本目標4 住民参加をさらに促進し、充実します
5 計画の進行管理
資料編
資料1 「第3次佐倉市地域福祉計画のまとめ」
資料2 「第3次計画中間報告」(平成30年3月)(抜粋)
資料3 策定経過
資料4 計画の関連法令
資料5 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱
資料6 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿



※朱書きの部分は、第4次計画から変更している部分。

〔第5次 令和6(2024)年度～令和9(2027)年度〕

第1章 第5次佐倉市地域福祉計画
1 計画策定に当たって
2 計画の位置づけ
3 計画の期間
第2章 計画の現状・社会情勢
1 コロナ禍で見えてきたもの
2 情報化と情報格差
3 第4次佐倉市地域福祉計画の取組と課題、今後の方向性
第3章 計画の基本的な考え方
1 基本理念
2 基本目標(地域共生社会の実現に向けて)
第4章 取組の方向性
1 基本目標1 各福祉分野の取組を進め、連携を強化します
2 基本目標2 福祉サービスの利用を促進します
3 基本目標3 地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を促進します
4 基本目標4 住民参加をさらに促進し、充実します
5 基本目標5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します(新規・社会福祉法の計画記載事項)
6 計画の進行管理
資料編
資料1 「第4次佐倉市地域福祉計画のまとめ」(※地域福祉フォーラムを中心に)
資料2 策定経過
資料3 計画の関連法令
資料4 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱
資料5 佐倉市地域福祉計画推進委員会名簿

※施策体系の文言のほか、構成や並び順については、現時点の案であり、今後の検討状況によって修正する場合があります。